

議案第 10 号

我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

現在、学校ごとに管理している学校給食費について、市が管理する一般会計に移行することにより、教職員の業務負担を軽減するとともに、会計の透明性の向上、公平性の確保及び学校給食の安定的な実施を図るため提案するものです。

我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。

（2）学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

（3）保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

（4）学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者その他学校給食の提供を受ける者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 市は、市が設置する小学校及び中学校において学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収及び納付）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収することができる。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

3 学校給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。